

## 次期「長野県文化芸術振興計画」策定に係る有識者懇談会開催要綱

### (目的)

第1 次期「長野県文化芸術振興計画」の策定に際して、有識者等から広く意見を聴き、策定に反映させるため、次期「長野県文化芸術振興計画」策定に係る有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

### (会議事項)

第2 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

ア 県の文化芸術振興施策に関する現状と課題の共有

イ 次期「長野県文化芸術振興計画」策定に向けた検討

ウ その他、次期「長野県文化芸術振興計画」策定に関する必要な事項

### (構成員)

第3 懇談会の構成員は、別表のとおりとする。

2 会議に座長を置く。

### (開催期間)

第4 懇談会は、令和5年3月31日までの間、開催するものとする。

### (補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。